

実践報告

中国における日本法研究の現状と課題 —日中刑事法研究会と 日中犯罪学学術交流会の交流記録から

本 郷 三 好

- I はじめに
- II 日中刑事法研究会
- III 日中犯罪学学術交流会
- IV 刑事法学術図書の出版・日本法律図書の寄贈
- V おわりに—更なる日本法の発展には？

I はじめに

著者(注 1)は定年退職後、中国人民大学法学院に 6 年間籍をおき、法学教育を体験した。帰国後、WIPPS 定例研究会で「中国における日本法研究の現状と課題」というテーマでの実践報告の機会を得た。

中国における日本法研究(交流)は多くの分野で、多くの組織体がそれぞれ知恵を絞りおこなっていますが、今回の WIPPS 定例研究会報告原稿をもとに、私が直接携わった日中刑事法研究会(注 2)と日中犯罪学学術交流会の 2

つの組織が展開した日中学術交流について紹介し、更なる日本法の発展について考えてみたいと思います。

II 日中刑事法研究会

1 発端

1988年、当時早稲田大学総長であった西原春夫先生は「これからは必ずアジアの、とりわけ中国の時代がやってくる。特に学术交流が大事になってくる。金儲けには縁遠い刑事法分野の交流こそ、一番大事な分野だ。日本の刑事法研究者から1人でも多くの親中派研究者をつくろう。」との思いから、当時交流のあった上海市人民对外友好協会を窓口に、中国側の意向を確認しつつ、日中刑事法研究会創設(注3)の構想を練り上げ、西原先生が会長、私が事務局長としてスタートしました。創設から30年になります。

西原先生から示された研究会コンセプトは以下のようなものでした。

- 1 日中刑事法学会討論会等の国際会議開催
- 2 中国よりの長期研究留学生の受け入れ支援
- 3 研究・調査等の目的で来日する中国研究者・実務家の受け入れ支援
- 4 日中両国にかかわる刑事法学会図書の出版支援
- 5 日本法律図書の寄贈

具体的活動を以下に詳述します。

2 日中刑事法学会討論会等の国際会議開催

上記のようなコンセプトではじまった日中刑事法研究会の看板行事は何と言っても「日中刑事法学会討論会開催」でした。開催された16回の討論会概要をまとめると以下のとおりです。

(2・1) 日中刑事法討論会、シンポジウムの開催概要と報告書名：

- | | |
|------------------|-----------------|
| 第01回 1988年・上海 | 「中国刑事法の形成と特色 1」 |
| 第02回 1990年・早稲田大学 | 「中国刑事法の形成と特色 2」 |

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 第 03 回 1992 年・上海 | 「中国刑事法の形成と特色 3」 |
| 第 04 回 1995 年・東京 | 「中国刑事法の形成と特色 4」 |
| 第 05 回 1997 年・上海 | 「中国刑事法の形成と特色 5」 |
| 第 06 回 1999 年・愛知大学 | 「中国刑事法の形成と特色 6」 |
| 第 07 回 2001 年・北京 | 「日中比較過失論」 |

呼称変更：「二十一世紀第 1 回（通算第 7 回）日中刑事法学術討論会」

- | | |
|---------------------|-------------|
| 第 08 回 2002 年・武漢大学 | 「共犯理論と組織犯罪」 |
| 第 09 回 2004 年・同志社大学 | 「日中比較経済犯罪」 |
| 第 10 回 2005 年・吉林大学 | 「危険犯と危険概念」 |
| 第 11 回 2007 年・東京大学 | 「責任論とカード犯罪」 |

呼称変更：「日中刑事法シンポジウム」

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 第 12 回 2009 年・中国人民大学 | 「環境犯罪と証券犯罪」 |
| 第 13 回 2011 年・中央大学 | 「変動する 21 世紀において共用される刑事法の課題」 |

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 第 14 回 2013 年・西北政法大学 | 「21 世紀日中刑事法の重要課題」 |
| 第 15 回 2015 年・早稲田大学 | 「日中刑事法の基礎理論と先端問題」 |
| 第 16 回 2017 年・東南大学+江南大学 | 「日中刑法総論・各論の先端課題」 |

第 17 回 2019 年・京都大学（開催予定）。

以下に掲載した「中国刑法の修正案提出過程」とシンポジウム開催とを比較していただければお判りと思いますが、この日中刑事法討論会、シンポジウム開催交流の成果として中国刑法典の修正に大きく貢献したと思います。また、中国人研究者の多くが、回を重ねたこのシンポジウムによって、法治主義の確立および刑事法学の進化に大きく貢献したと、語ってくれています。

（2-2）中国刑法の修正案提出過程

（1949 年 10 月 01 日 中国建国）

1980 年 01 月 01 日（79 年刑法典）施行
1997 年 10 月 01 日（97 年刑法典）施行
1999 年 12 月 25 日修正案,
2001 年 08 月 31 日修正案（二）,
2001 年 12 月 29 日修正案（三）,
2002 年 12 月 28 日修正案（四）,
2005 年 02 月 28 日修正案（五）,
2006 年 06 月 29 日修正案（六）,
2009 年 02 月 28 日修正案（七）,
2011 年 02 月 25 日修正案（八）,
2015 年 08 月 29 日修正案（九）,
2017 年 11 月 04 日修正案（十）。

3 公益信託安田和風記念アジア青少年交流基金（略称：安田奨学生基金）

「中国よりの長期研究留学生の受け入れ支援」については、安田奨学生基金として紹介します。

中国では別名「西原基金」とも呼ばれていますが、日本の安田信託銀行、現在はみずほ信託銀行と名前が変わっておりますが、その銀行が 30 年以上前からアジアからの留学生を対象とした奨学生基金を創設され（現在は閉鎖）、西原先生は当初からこの基金の運営委員長をされておりました。

この基金への応募規定は「博士課程在籍かそれ以上の学歴を有する者で、博士論文が大方出来上がっている者で専攻は問わない」というものでした。数名の運営委員からなり、運営委員それぞれが、それぞれ関係した国からの奨学金申請者を推薦する仕組みになっていますが、西原先生の場合は当初から中国からの留学生で刑事法を研究分野としている学生に絞ろう、という方針をお持ちでしたので、その方針にそって私は事前に申請予定者と面談し、推薦を行ってきました。その方針がズバリ当たり、多くの受給者は中国に戻って就職され、現在の中国刑法学会の若手研究者の中心となって活躍されております。以下にコンセプトをご理解いただき、受け入れを快くお引き受けいただいた受入教授名と受給者の現職名を一覧として掲載いたしておきます。

(3-1) 安田奨学生基金受給者と受入教授名 (受け入れ順)

- | | | |
|----|---------------------|---------------|
| 01 | 李海東 (弁護士) | 早稲田大学・西原春夫教授 |
| 02 | 魯 蘭 (司法部犯罪予防研究所研究員) | 早稲田大学・野村 稔教授 |
| 03 | 馮 軍 (中国人民大学教授) | 早稲田大学・高橋則夫教授 |
| 04 | 張 凌 (中国政法大学教授) | 早稲田大学・田口守一教授 |
| 05 | 丁相順 (中国人民大学教授) | 早稲田大学・小口彦太教授 |
| 06 | 張家宇 (病死) | 早稲田大学・須々木主一教授 |
| 07 | 崔光日 (尚美学園大学教授) | 一橋大学・好美清光教授 |
| 08 | 陳家林 (武漢大学教授) | 早稲田大学・高橋則夫教授 |
| 09 | 王 充 (吉林大学教授) | 国士舘大学・関 哲夫教授 |
| 10 | 肖 萍 (北京師範大学副教授) | 一橋大学・後藤 昭教授 |
| 11 | 付立慶 (中国人民大学教授) | 東京大学・山口 厚教授 |
| 12 | 蘇明月 (北京師範大学院聘教授) | 早稲田大学・石川正興教授 |
| 13 | 呂英傑 (アモイ大学副教授) | 早稲田大学・甲斐克則教授 |
| 14 | 秦一禾 (青年政治学院教授) | 慶応義塾大学・伊東研祐教授 |
| 15 | 韓海蘭 (弁護士) | 明治大学・南保勝美教授 |
| 16 | 于改之 (華東政法大学教授) | 東京大学・佐伯仁志教授 |
| 17 | 付玉明 (西北政法大学教授) | 早稲田大学・石川正興教授 |
| 18 | 劉建利 (東南大学副教授) | 早稲田大学・甲斐克則教授 |
| 19 | 蔡芸埼 (信州大学経法学部) | 早稲田大学・曾根威彦教授 |
| 20 | 黄土軒 (国立中正大学法律系教授) | 東京大学・佐伯仁志教授 |
| 21 | 何 龍 (清華大学研究員) | 成蹊大学・金光旭教授 |
| 22 | 周 舟 (上海政法学院副教授) | 早稲田大学・北川佳世子教授 |
| 23 | 陳少青 (広東外国語貿易大学副教授) | 早稲田大学・高橋則夫教授 |

Ⅲ 日中犯罪学学術交流会

「研究・調査等の目的で来日する中国研究者・実務家の受け入れ支援」としては、2000年上海市司法局訪日団（朱済民団長）、2004年中国刑事訴訟法制度研究訪日団（陳光中団長）ほかの受け入れ支援を行う。2005年には、その後深くかかわることになる中国犯罪学研究会訪日団（王牧団長）13名の受け入れをおこなった。

1 発端

これらの訪日団のうち、中国犯罪学研究会（のちに学会）訪日団は刑事法シンポジウム参加の先生方とはちがった、実務家を中心としたメンバー構成でしたので、法務省矯正局をはじめ、愛光女子学園、東京保護観察所、更生保護法人更新会、府中刑務所、矯正協会、市原刑務所、市原学園等の諸機関および実務家との交流が実施されました。

一行の滞在予定がすべて終了し帰国される前夜に、西原先生は同年7月に貴陽（貴州民族学院）で予定されていた第14回中国法学会犯罪学研究会学術研討会に招待されるも、急な申し出であったため、日程調製がつかず辞退され、代理で私が貴陽を訪問することとなりました。

代理出席をした私は、西原会長の祝辞代読を終え、午後から翌日までの1日半、王牧会長夫人と蘇明月安田留学生から、行き届いたお世話をいただきました。この貴陽への代理出席が後の中国法学会犯罪学研究会との大きなつながりに発展することになりました。

2 日中犯罪学学術交流会

翌2006年6月、第15回中国法学会犯罪学研究会学術研討会が四川省綿陽市（西南科技大学）で開催され、日本から西原先生を団長とする総勢7名が参加しました。

西原春夫先生は「和諧社会の建設と犯罪被害の修復」、石川正興先生は「和諧社会の建設と犯罪者矯正制度」、佐伯仁志先生は「和諧社会の建設と刑事政

策」，実務家である女性の松本麗法務省刑事局国際課局付検事（当時）は「国境を越える犯罪の捜査」と題した論文を発表いたしました。当時，女性検事は珍しかったようで，松本麗先生の紹介がなされた後，会場からワーといった歓声が起こったのが記憶に残っています。なお，諸澤英道先生による「アジアの犯罪学と被害者学の発展」と題する特別講演も行った。

これらのこともあり西原先生は，日中刑事法研究会の今後の活動を刑法，刑事訴訟法と犯罪学の3分野に分けて，活動をすることを考えておられました。幸いにこの一行に石川正興先生が同行されており，偶然にも帰路の機内で私と席が隣だったことから，西原先生のお考えを詳細にお伝えすることが出来，石川先生の犯罪学分野における強力なリーダーシップを期待できることとなりました。

前後して，石川先生が所長を務める研究所に社会安全政策研究財団からの支援が決定された時であり，話が急展開し石川先生が会長となって日中犯罪学学術交流会(注4)が創設され，シンポジウムを中心とした交流をすることとなりました。つまり，日中刑事法研究会から犯罪学の研究分野が独立したことになります。

3 日中組織犯罪共同研究

時を前後して，西原先生の発案により，前出の社会安全政策研究財団の協力を得て，中国全土を8つの地域に区分し，それぞれの地域での組織犯罪の傾向，受刑者調査研究を目的とした，日中組織犯罪共同研究プロジェクト(写真1参照)が立ち上がり，予備期間1年と実施期間3年の合計4年にわたる共同研究がなされることとなりました。成果として中国では中国検察出版社から「中国有組織犯罪実証研究」と題する報告書(写真2参照)が出版されています。当時の中国において，この種の出版はたいへん珍しいことのようにでした。

なお，この報告書は早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員の高橋正義，于佳佳両氏の協力，活躍により日本語にも翻訳され，社会安全研究財団から「中国における組織犯罪の実証的研究」と題して出版されています。関係者

に送付された報告書には案内状が添付されており、判りやすい研究プロジェクトの趣旨が記載されていたので、ここに引用いたします。

「日中組織犯罪共同研究は、中国の経済発展に伴って日中間の経済交流が巨大なものになったことを背景として、経済交流の裏に隠れる形で両国の犯罪組織の交流が活発化することを懸念する日中両国の関係者の協力によって行われたものです。日本の暴力団と中国人犯罪組織の連携による犯罪の広域化、多様化が懸念される今日、組織犯罪対策に従事されている全国の取り締まり当局等の一助としていただくべく、送付いたします」

以下に交流を一覧にまとめてみました。

(3-1) 中国犯罪学学術交流会と日中組織犯罪共同研究の交流

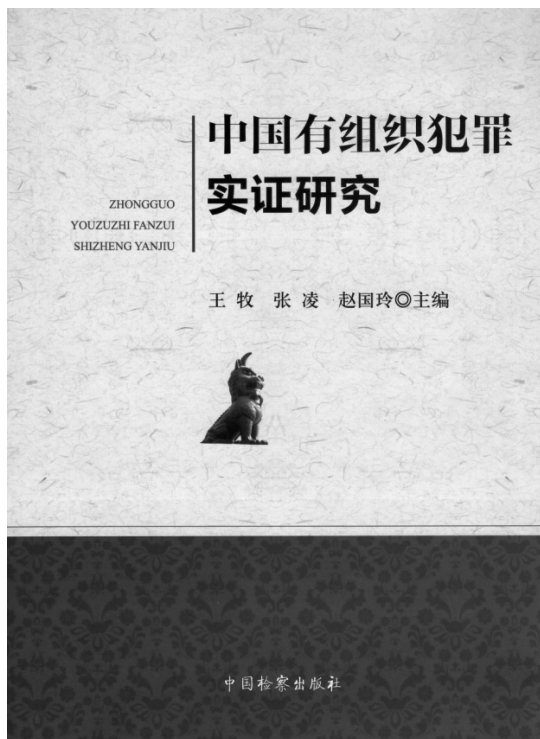
- 2005.07.28 第 14 回学術検討会・貴州
- 2006.06.08 第 15 回学術検討会・綿陽
- 2007.04.02 日中組織犯罪共同研究準備会・北京(司法部予防犯罪研究所)
- 2007.10.26 第 1 回日中犯罪学学術交流会＋日中組織犯罪共同研究準備会・北京
- 2008.04.02 日中組織犯罪共同研究調印式・東京
- 2008.10.24 第 2 回日中犯罪学学術交流会＋日中組織犯罪共同研究・北京(中国政法大学)
- 2009.08.05 第 18 回学術検討会＋日中組織犯罪共同研究中間報告会・紹興
- 2009.09.07 第 3 回日中犯罪学学術交流会・東京(早稲田大学)
- 2010.06.26 日中組織犯罪共同研究報告会・西安(西北政法大学)
- 2010.11.04 第 4 回日中犯罪学学術交流会・海南島
- 2011.11.25 日中組織犯罪共同研究最終報告会・北京
- 2012.11.24 第 5 回日中犯罪学学術交流会・北京

この交流は、現在諸般の事由で中断していますが、再び交流の機会が得られればと期待しております。



「日中組織犯罪共同研究」調印式 2008.4.2

(写真 1)



(写真 2)

IV 刑事法学术図書の出版・日本法律図書の寄贈

「日中両国にかかわる刑事法学术図書の出版支援」と「日本法律図書の寄贈」についてですが、出版に関しては、日本成文堂刊「中国法学全集全 10 卷（うち 1 卷は未刊）」、中国法律出版社刊「日本刑法研究叢書」の翻訳出版をはじめ、最近では中国政法大学出版社から「当代日本刑事法訳叢」（主編：賈宇・西原春夫）というシリーズ名での翻訳出版が行われています。他に単著でも多くの翻訳出版がされるに至っています。

寄贈に関しては中国社会科学院法学研究所、吉林大学、中国人民大学、延边大学、華東政法大学、武漢大学、山東大学、新疆財經大学、北京大学の各大学図書館に日本法律書の寄贈を行いました。日本文献をネットから検索、入手することは現在の中国の状況では難しく、まして現物を購入するには、高価で物流にも問題があることから、教員も院生にも大いに利用されたと思います。

V おわりに一更なる日本法の発展には？

以上、日中刑事法研究会と日中犯罪学学術交流会の交流記録を基に、概略を紹介しましたが、中国における日本法研究の更なる発展について3点私見をのべ結論とします。

1点目は、来年京都大学で17回目開催予定の日中刑事法シンポジウムや、中国社会科学院と東京大学が事務局となっている「中日民商法研究会第17回大会（今年は福州大学で開催予定）」のような、回を重ねる交流会は「お互いの信頼関係の構築」、「次世代の若手研究者育成」という面からも是非、継続していただきたいと思います。

2点目は、中国の大学生に、法学に興味を持たせる切り口として、実務家の体験談から導き出すということです。中国人民大学法学院での体験から、中国の大学生の傾向を目にしてきました。彼らは「事例研究」を好む傾向がありました。

そこで、在北京日本大使館に派遣されている裁判官、警察官、検察官や駐在されている弁護士等から実際体験された事例を紹介していただく機会を持ちました。この授業の時だけが、あくびをする学生がいなくなりました。

3 点目は、日本語や日本の文化に興味を持った学生を日本に留学させ、日本を実際体験してもらい、法律が日本社会にどのように浸透しているかを体験してほしいと思います。

中国は学生人口が多いですから、留学希望者はたくさんいます。中国人留学希望者の動機、若者気質が変化していますので、日本の大学はそれに応じた更なる留学生を呼び込む工夫（たとえば申請書類の簡素化、各大学の留学希望者向けホームページの簡素化など）が必要であろうと思います。

学生に留学のチャンスを作り、日本社会を知ってもらい、日本社会に浸透している法規範と法の運用を感じてもらい、法律に興味をもって帰国してもらい、日本での見聞を語ってもらうことが、更なる日本法研究の発展につながると思います。

注

注(1) 元日中刑事法研究会事務局長・現理事。日中犯罪学学術交流会理事。前中国人民大学法学院院長特聘助理。

注(2) 会長は西原春夫先生から西田典之先生、山口厚先生、甲斐克則先生に受け継がれ、事務局長は金光旭先生から現在、橋爪隆先生が担当されています。

注(3) 創設当初は松尾浩也先生、宮沢浩一先生、大谷實先生、田口守一先生、阿部耕一成文堂社長ほかにご協力をいただいた。その後、椎橋隆幸先生、石川正興先生、伊東研祐先生、高橋則夫先生、佐伯仁志先生、只木誠先生、塩見淳先生ほか多くの刑事法研究者、法務省をはじめとする実務家関係者にも多大なご協力いただくこととなりました。

注(4) とりわけ上田正文社会安全研究財団専務理事には日中間における犯罪の抑止という面からも交流会の必要性をご理解いただき、運営面では佐伯仁志先生、川出敏裕先生ほかにご協力いただいた。事務局は小西暁和先生が担当。

活動内容は <http://www.waseda.jp/pri-wipss/japanchinacriminology.html>

に詳しい。

参考文献

- 1 拙著「我与中日刑事法学术交流—以相逢为中心」 陳興良主編『刑事法評論第 33 卷』（北京大学出版社，2013 年）352 頁以下。
- 2 西原春夫著「日中刑事法学术交流と新しいアジア法研究」『現代刑事法 5 卷 5 号No.49』（現代法律出版，2003 年）2-4 頁。
- 3 西原春夫著『私の刑法研究』（成文堂，2015 年）209 頁以下。
- 4 日中組織犯罪共同研究中国側報告書『中国における組織犯罪の実証的研究』（財団法人社会安全研究財団，平成 24 年。ISBN978-4-904181-22-5 ）。